

連件申請における登録免許税の一括納付について

登録免許税の納付については、申請ごとに発行される納付情報に対して個別に納付していただく必要がありますが、令和4年12月19日から、オンラインで連件申請を行う場合に、当該連件申請について電子納付を行うときは、当該連件申請に係る登録免許税の一括納付をすることができます。

申請用総合ソフトにおいては、連件申請を送信する際に、登録免許税の一括納付の希望の有無について確認がされます。連件申請のいずれについても電子納付を行う場合であって、電子納付を行う者が同一である場合には、連件申請の先頭の申請に対して、各申請の登録免許税額を合計した納付情報が発行されますので、発行された納付情報に対して電子納付を行うことにより、連件申請全体に係る登録免許税の納付を一括で行うことができます。

なお、一括納付された登録免許税は、各申請情報に記載された登録免許税額を合計したものとなりますので、登録免許税額を誤った場合には、申請ごとに登録免許税額の補正等の対応を行う必要がありますので御留意願います。

おって、一括納付を希望することができる申請書様式は、連件申請が可能な不動産の登記申請書及び登記嘱託書並びに商業・法人の登記申請書及び登記嘱託書(登記事項提出用は除く。)となります。

【手順】

① 以下の条件を満たす連件申請を作成します。

- ・ 連件申請内に、「申請書作成・編集」画面の登録免許税が有税の申請が2件以上含まれること。
 - ※ 登録免許税が無税の申請についても、連件申請に含めて一括納付を希望することが可能です。
- ・ 各申請の「申請書作成・編集」画面の納付情報(氏名または法人団体名)が同一であること。
- ・ 各申請の「申請書作成・編集」画面の「納付方法」欄が電子納付(無税を含む)であること。
 - ※ 不動産の登記申請書及び登記嘱託書について、「申請書作成・編集」画面の画面上から「登録免許税」欄を削除している場合を除く。

※ 本手順では「登記申請書(権利に関する登記)」を使用して説明します。

各申請の納付情報(氏名または法人団体名)を同一にします。

納付情報(※電子納付を行う際に必要となります)
氏名または法人団体名 (全角カナ24文字以内)
ホムタロウ

課税価格 (半角入力)
内訳追加
金 円

登録免許税 (半角入力)
内訳追加
金 1000 円

免除又は軽減の根拠条項
(登録免許税が免除又は軽減される場合には、その根拠条項を入力してください。)(全角入力)

納付方法
 電子納付(無税含む)
 領収証書又は収入印紙による納付

その他事項 (全角入力)

連件申請に登録免許税が有税の申請を2件以上含むようにします。

各申請の納付方法を「電子納付(無税を含む)」にします。

- ② 「送信前申請一覧(連件・同順位設定)」画面を表示し、「送信対象」欄及び「順番」欄の設定をします。設定が完了したら、「送信」ボタンをクリックし、一括納付を希望する連件申請を送信します。

送信前申請一覧(連件・同順位設定) - 申請用総合ソフト

送信対象を選択してください。
「送信」をクリックすると送信対象として選択した申請データを送信します。

- 連件・同順位申請を行う場合は、順番欄に連件・同順位の順番を半角数字(1,2,3...)で入力してください。
- 連件・同順位申請を行う場合は、それぞれのまとまり(同順位かつ同時申請の場合は、連件申請のまとまり)ごとに送信する必要があります。
- 連件・同順位申請を行わない場合は、順番欄を空欄のままにしてください。
- 商業・法人の同時申請については、申請内容ごとに以下の点にご留意ください。

【定款認証の履歴と設立登記を同時に申請する場合又は設立登記と電子証明書発行を同時に申請する場合】
順番欄を空欄にしてください。
本画面には登記申請書のみ表示されます。当該申請書を送信することで、同時申請対象の申請書も同時に送信されます。

【管轄登記所外に本店移転した際など複数の申請書を同時に送信する場合】
順番欄に1,2...等の順番を半角数字で入力してください。

1回の送信での最大申請件数は100件です。
連件申請を行う場合は、不動産の申請は100件、商業・法人の申請は50件まで送信可能です。
ただし、不動産の連件申請に対して、同順位として設定できる件数は、同一番号単位に50件までですのでご注意ください。

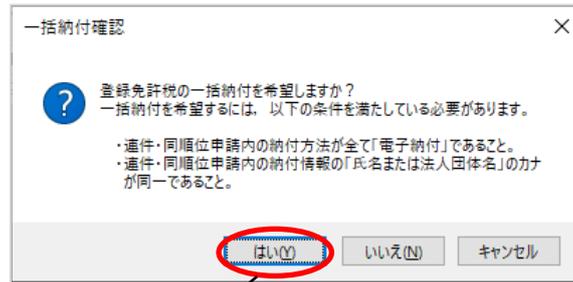
(注) 複数の申請データを一括申請する場合や大きいサイズの添付ファイルを設定する場合は、送信に時間がかかることがあります。

すべて選択 すべて解除 自動採番 採番クリア

送信対象	順番	件名	様式名	最終更新日時	状態
<input checked="" type="checkbox"/>	1	連件_1件目_登記申請書(権利に関...	登記申請書(権利に関する登記)	2022/11/09 16:26	
<input checked="" type="checkbox"/>	2	連件_2件目_登記申請書(権利に関...	登記申請書(権利に関する登記)	2022/11/09 16:26	

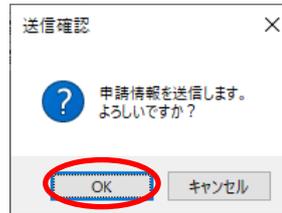
送信 閉じる

- ③ 「一括納付確認」メッセージが表示されますので、「はい」ボタンをクリックします。

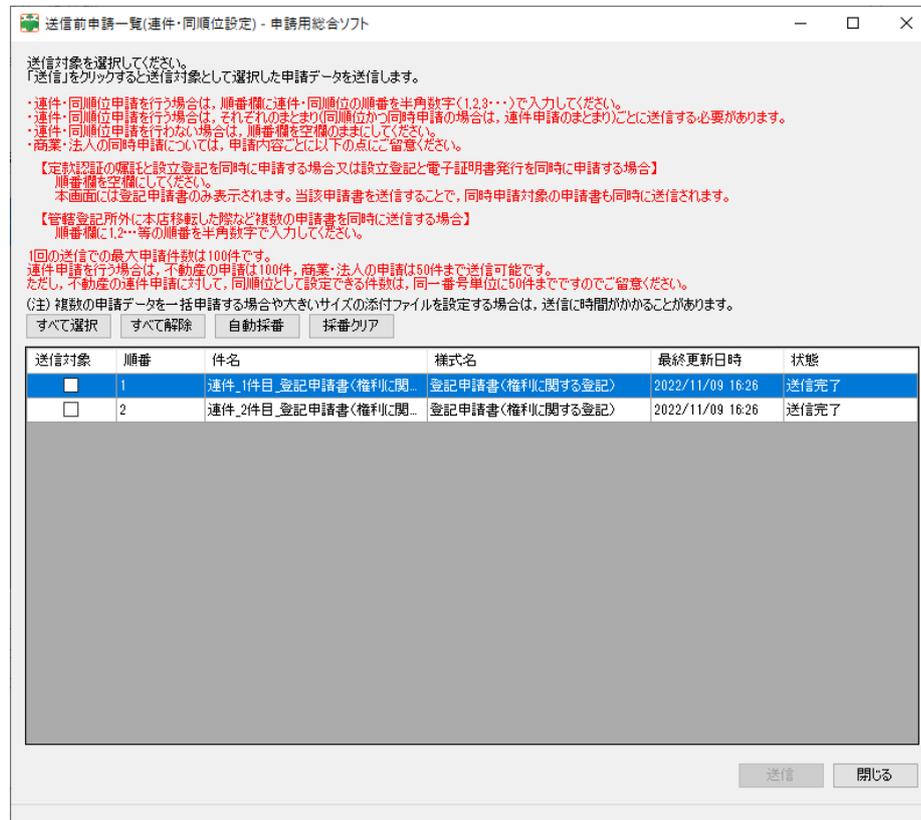


「はい」ボタンをクリックすることで、一括納付をすることができます。

- ④ 「送信確認」メッセージが表示されますので、「OK」ボタンをクリックします。

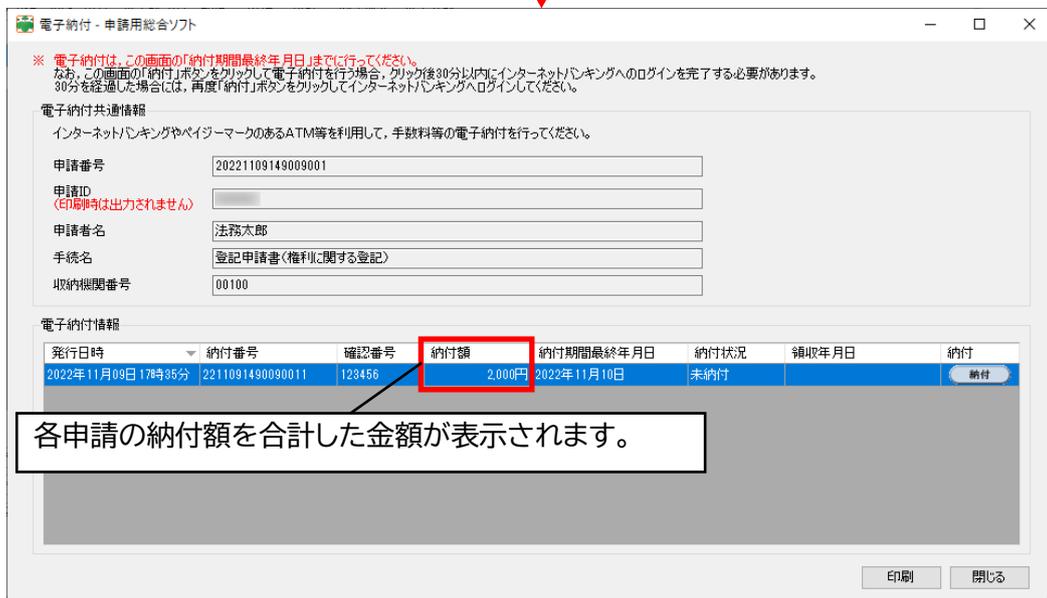
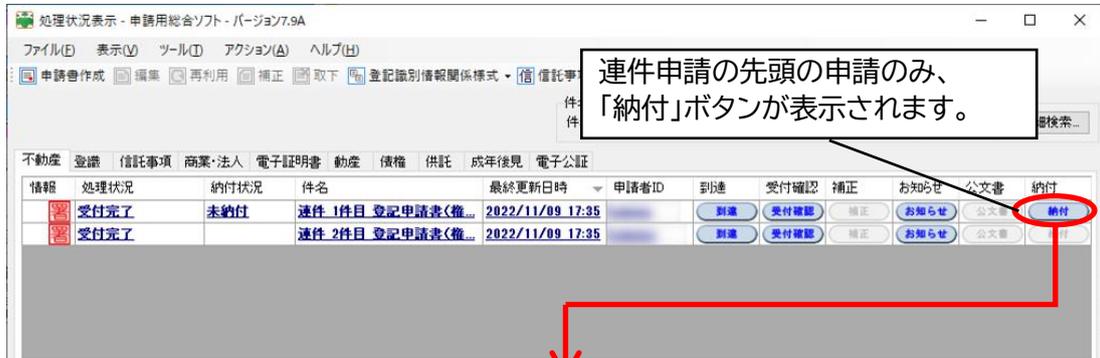


- ⑤ 一括納付を希望した連件申請の送信が完了します。



⑥ 連件申請の先頭の申請に、各申請の納付額を合計した納付情報が発行されます。

当該納付情報の納付期限について、連件申請内の登録免許税が有税の申請の中で最も短い納付期限が設定されます。連件申請内に調査士報告方式の様式の申請と、他の様式の申請が存在する場合は、調査士報告方式の様式の申請についても、他の様式の申請と同じ納付期限が設定されます。



連件申請の先頭の申請に発行された納付情報に対して電子納付を行うことにより、連件申請全体の納付を一括で行うことができます。

なお、登録免許税の一括納付は電子納付の場合のみの取扱いとなりますので、連件申請に係る登録免許税について、1枚の登録免許税納付用紙を用いて領収証書又は収入印紙でまとめて納付を行うことはできません。

また、登録免許税の一括納付を希望した後に、領収証書又は収入印紙による納付に変更する場合は、申請ごとに登録免許税納付用紙を用いて個別に納付を行ってください。一括納付を希望した申請の登録免許税納付用紙を窓口を持ち込み又は郵送する場合、登記所職員により一括納付の設定を解除する処理が行われるため、申請ごとに納付情報が再発行されますが、その後、持ち込み又は郵送された収入印紙等により個別の納付情報に対して処理が行われることとなります。